

免許申請手続一覧

平成25年3月6日現在

区分	種類	免許申請	籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請	免許証再交付申請	籍(名簿)登録まつ消申請 消除申請	備考	
厚生労働大臣	医師 (医療薬務課医務薬務G) 歯科医師 (地域保健課地域保健G)	(1) 診断書 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 登記されていないことの証明書 (4) 収入印紙 60,000円 (5) 登録済証明書用ハガキ(希望者のみ) ※ 国家試験合格後、1年以上経過した後申請した場合、当該免許に係る業務を行っていない旨の申述書を添付	(1) 免許証 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 遅延理由書(30日を経過の場合) (4) 収入印紙 1通の訂正申請につき 1,000円 ※ 籍訂正申請のみ行う場合は、免許証の写しを添付(原本照合済のもの)	(1) 再交付に関する調査意見書(脚注) (2) 住民票又は戸籍抄(謄)本 (3) 免許証(き損の場合) (4) 収入印紙 3,100円 ※ 運転免許証等公的証明書により本人確認を行うこと。	(1) 死亡診断書又は除籍謄本(失踪の場合は失跡宣言書) (2) 免許証(添付できない場合は、免許証を添付できない理由及び免許証を発見した場合に返納する旨の申立書を添付) (3) 遅延理由書(30日を経過の場合)	※ 戸籍抄(謄)本 ・発行の日から6ヶ月以内のもの ・日本国籍を有しない者は、次のア又はイの書類(籍(名簿)訂正の際は、申請の事由を証する書類(脚注)も必要) ア 特別永住者又は中長期在留者～ 住民票 (国籍等を記載したもの) イ 短期在留者～ 旅券その他の身分を証する書類(脚注) の写し(原本照合済のもの)	
	薬剤師 (医療薬務課医務薬務G)	(1) 診断書 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 登記されていないことの証明書 (4) 収入印紙 30,000円 (5) 登録済証明書用ハガキ(希望者のみ)	(1) 免許証 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 遅延理由書(30日を経過の場合) (4) 収入印紙 ・1通の訂正申請につき 1,000円 ・書換え 2,750円 ※ 薬剤師免許の名簿訂正・書換え・再交付については複数の申請を同時に行う場合は、戸籍抄(謄)本1通の添付で差し支えない。	(1) 再交付に関する調査意見書(脚注) (2) 住民票又は戸籍抄(謄)本 (3) 免許証(き損の場合) (4) 収入印紙 2,750円 ※ 運転免許証等公的証明書により本人確認を行うこと。	(1) 死亡診断書の写し又は除籍謄本(失踪の場合は失跡宣言書の写し) (2) 免許証(添付できない場合は理由書) (3) 遅延理由書(30日を経過の場合)	※ 診断書 ・発行の日から1ヶ月以内のもの ・医師の個人印が必要	
	保健師 (医療薬務課看護政策G) 放射線技師 (医療薬務課看護政策G) 臨床検査技師 (医療薬務課看護政策G) 理学療法士 (医療薬務課医務薬務G) 歯科技工士 (地域保健課地域保健G)	(1) 診断書 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 収入印紙 9,000円 (4) 登録済証明書用ハガキ(希望者のみ) (5) 合格証書の写し(歯科技工士のみ、原本照合済のもの) ※ 国家試験合格後、1年以上経過した後申請した場合、当該免許に係る業務を行っていない旨の申述書を添付	(1) 免許証 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 遅延理由書(30日を経過の場合) (4) 収入印紙 1通の訂正申請につき 1,000円 ※ 籍訂正申請のみ行う場合は、免許証の写しを添付(原本照合済のもの)	(1) 再交付に関する調査意見書(脚注) (2) 住民票又は戸籍抄(謄)本 (3) 免許証(き損の場合) (4) 収入印紙 3,100円 ※ 運転免許証等公的証明書により本人確認を行うこと。	(1) 死亡診断書又は除籍謄本(失踪の場合は失跡宣言書) (2) 免許証(添付できない場合は、免許証を添付できない理由及び免許証を発見した場合に返納する旨の申立書を添付) (3) 遅延理由書(30日を経過の場合)	※ 登記されていないことの証明書 ・法務局で6ヶ月以内に発行されたもの ※ 住民票 ・戸籍(本籍地及び筆頭者)が記載されたもの ・発行の日から6ヶ月以内のもの ※ 登録済証明書用ハガキ ・所定額の切手を貼り、宛先住所氏名を記入すること	
北海道知事	准看護師 (医療薬務課看護政策G)	(1) 診断書 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 手数料(証紙) 5,900円 (4) その他 ◎ 他都府県知事試験合格者は合格証書の写しを添付	(1) 免許証 (2) 戸籍抄(謄)本 (3) 遅延理由書(30日を経過の場合) (4) 手数料(証紙) 3,700円 (注意) 他都府県登録の免許証について ◎ 申請書類は道知事免許と同じ ◎ 手数料は定額小為替で納付(各都府県により金額が異なる。→別表参照)	(1) 再交付に関する調査意見書(脚注) (2) 住民票又は戸籍抄(謄)本 (3) 免許証(き損の場合) (4) 手数料(証紙) 4,600円 ※ 運転免許証等公的証明書により本人確認を行うこと。	(1) 死亡診断書又は除籍謄本(失踪の場合は失跡宣言書) (2) 免許証(添付できない場合は、免許証を添付できない理由及び免許証を発見した場合に返納する旨の申立書を添付) (3) 遅延理由書(30日を経過の場合)	※再交付申請をした者が亡失した免許証を発見した場合は、5日以内に旧免許証を返納しなければならない。	
厚生労働大臣	臨床工学技士 義肢装具士	本人が厚生労働省へ直接手続をする。 厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係 TEL 03(3595)2204					
	あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師 歯科衛生士 言語聴覚士	<あはき> 財団法人 東洋療法研修試験財団 〒105-0012 東京都港区芝大門1-16-3芝大門116ビル6階 TEL 03(3431)8771 <柔道整復師> 財団法人 柔道整復研修試験財団 〒108-0074 東京都港区高輪3-25-33 長田ビル4階 TEL 03(3280)9720			<歯科衛生士> 財団法人 歯科医療研修振興財団 〒102-0073 東京都千代田区九段北4丁目1番20号歯科医師会館内 TEL 03(3262)3381又は3382 <言語聴覚士> 公益財団法人 医療研修推進財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目22-14 ミツヤ虎ノ門ビル4階 TEL 03(3501)6592		

※ この一覧の最新版は、道庁共有フォルダ「X:\040_保健福祉部\025_医療薬務課\★★医療政策・医務G\医務G\保健所窓口事務マニュアル」に保存されています。

↓ 次頁(脚注)あり

(脚注)

【再交付に関する調査意見書】

当該意見書は、申請者から所定の事項について事情を聴取し保健所長名で作成するものであるが、意見書の「現住所の確認」欄には、住民票を添付する場合は「住民票により確認。」と記載し、住民票を添付しない場合は、運転免許証又は健康保険証により確認して「〇〇〇〇〇により確認。」と記載の上、確認に用いた運転免許証又は健康保険証の写しを添付（原本照合済のもの）すること。

なお、薬剤師免許証の再交付申請進達時にも添付すること。（平成18年9月1日付け事務連絡）

【申請の事由を証する書類】

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項（氏名、国籍等）の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに保健所における原本と相違ない旨の証明を附すこと。
- ・変更の履歴が記載されている住民票が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

【旅券】

- ・籍又は名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されていること。
- ・保健所において原本と相違ない旨の証明を附すこと。
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成したものでよい）

【その他の身分を証する書類】

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに保健所における原本と相違ない旨の証明を附すこと。